

<p>（二）3若しくは4又は第十六号ロに該当するものを除く。）の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）であつて、次のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ～ハ 「略」</p> <p>三～五 「略」</p> <p>二～五 「略」</p> <p>第二十条～第二十四条 「略」</p> <p>第二十五条 外為令別表の一三の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする</p> <p>一～五 「略」</p> <p>2 外為令別表の一三の項（二）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする</p> <p>一～四 「略」</p> <p>五 第十二条第四号ホ又は同条第四号の三に該当するものを用（操作に係るものに限る。）するために設計又は改造したプログラム</p> <p>三～五 「略」</p> <p>第二十六条～第二十八条 「略」</p> <p>別表第一～三 「略」</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>）であつて、次のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ～ハ 「略」</p> <p>三～五 「略」</p> <p>二～五 「略」</p> <p>第二十条～第二十四条 「略」</p> <p>第二十五条 外為令別表の一三の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする</p> <p>一～五 「略」</p> <p>2 外為令別表の一三の項（二）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする</p> <p>一～四 「略」</p> <p>五 第十二条第四号ホ又は同条第四号の二に該当するものを用（操作に係るものに限る。）するために設計又は改造したプログラム</p> <p>三～五 「略」</p> <p>第二十六条～第二十八条 「略」</p> <p>別表第一～三 「略」</p>
--	---

附 則

この省令は、令和二年一月二十二日から施行する。